

令和3年12月10日

鈴木委員

私のほうから何点か聞きますが、なんか時間も短いからぼんぼんと言いきましよう。

1つは、企業庁から行きたいと思うんだけど、先行会派のお話もありました。私がお聞きしたいのは、今まで私も委員をさせていただいた県営水道懇話会というのはどうなんだ、そのまま残るのか。

経営課長

懇話会の概要ということで。

鈴木委員

概要じゃなくて、このまま残るんですかって。

経営課長

懇話会は、この後、発展的に解消をさせていただきまして、新たな審議会が立ち上がる予定でございます。

鈴木委員

話がだいぶ違うなど、私、思っ。ということは、今回、審議会というのは、はっきりいって、企業庁から諮問があったものをやるわけだから、ということは、これから具体的ないろんなものについて、ある意味では、企業庁長から諮問したものしかできない。要するに、それ以外のことはできないの、例えば自分で調査するとかさ、審議会で。

経営課長

新たに設置する審議会でございますが、所掌事務としては、水道事業に関する全体ということで、その時々に関わった課題について議論いただくということで、企業庁長から諮問したことについて議論いただきたい、そういうふうにご考えてございます。

鈴木委員

そうじゃなくて、それはあんた方の疑問でもって、現場でもって長く、例えば懇話会等々にいた方からすれば、大変鋭い質問いっぱいしているじゃん。そういう方たちから、こういうふうにしたらどうですかというのをどうやって吸い上げるの、じゃ。

要するに、懇話会でもっていろんな厳しい御意見出ていた中に、あなた方のところに利益を出すために、まともなことやっていなかった、まともなことじゃないや、やるべきことをやっていなかったんじゃないかという意見まで出ているじゃない。こういうような人たちが、きっと、建設的な厳しい意見いっぱい持っていると思う。これ、どうやって吸い上げるんだよ。具体的に、あんた方からトップダウンでこれやってくださいっていうんじゃないじゃん。どうするの、これ。

経営課長

審議会の議論の中には、例えば、水道料金に対してお話を頂きたいというお話をすれば、それはそこに対する厳しい御意見とか。

鈴木委員

そんなのは分かっている。要するに私の言いたいのは、あんた方が、先ほどから要するに水道料金。だから、そのためには、先ほど先行会派の方もおっしゃった。要は、例えば具体的にいろんな体をつけて、こういう形でもってお金が出るんじゃないか。また、例えば800億円相当浮くんじゃないかとかと、いろんな提言が今まであったじゃないですか。

そういうようなことが、あなた方が、もし、万が一、意図的に審議会で諮らないんだったらば、そういう人たちから、そういうこともきちっと入れてやらなきゃ、この議論はならないでしょうというようなことだって当然出てくるんだよ。どうするの、そういうのが出てきたら。当然のことを聞いているんだと、私は、難しいこと聞いてないよ、何も。

水道部長

例えば水道料金に関して。

鈴木委員

料金じゃないよ。

水道部長

御議論いただきたいという場合にも、料金の基となるのは、施設整備ですか、必要な施設整備に関する費用というところになりますので、それについては、もっとこういった施設整備をすべきではないかというような議論では、当然いただくことというふうに考えます。

鈴木委員

部長さんさ、そういうふうにして逃げちゃ駄目だよ。今まで、あなた方は何年間もこれを放置してきたんだろう。今だって先ほど答弁聞いてみると、5事業者に、まずはやってからなんてという話もしている。

ということは、もっともっと具体的に計画を持ってそれを進めなきゃならないときに、ある意味でこういう審議会を設けても、トップダウンでもって、逆に今までの懇話会と違った形で、何にも具体的な意見は出てこない。出てこさせないというような、言い方悪いかもしれないけれども、そういうようなことだってできるわけだよ。

私が何を言いたいのかというと、長年こういうようなこと、やるべきことをやってこなかったと、私はここで断言しちゃいけないけれども、私はそう思っている。

そのことに対してこれから審議会をつくった。それに対して、これからどのようにしていくのかという中でもって、まず入り口はいきなり、5事業者が、例えばこれから長い計画をきちっとつくっていこう。まずそこから入りましょうといった中に、でも、まずは利用料金だというような話になっていったときには、あべこべになるし、あなた方がその権限を持っているというんだったら、私は余計心配しているわけだ。

今までここでもって議論してきたことがどうなっていくんだ。では、聞いたら懇話会だってなくなる。誰が提案するんだよ、これからこういうような今まで、たしか前回の常任でもって、企業庁長から次期の計画改定時に、短期だけじゃない、長期のビジョンも出すというような話もあった。それに対して、ど

ういうふうにしていくのかという第三者の意見というのはどうやって吸い上げるの。

水道部長

審議会の中では、もちろん長期構想、そういった30年程度先も含めた長期の事業運営についての考え方ということに関しても、料金に関する議論のベースとして、議論はしていただく必要はあるというふうに考えています。

30年、どういう形の事業を目指すのか。そのうちの5年、10年は、じゃ、具体的にどうすればいいのか。そのために必要な財源についてはどう確保していけばいいのかといった事柄について、意見を頂きたい。意見を頂いた上で御審議いただきたいというふうに考えています。

鈴木委員

そういう木で鼻をくくったような答弁しないで、それは分かりますよ、私、言っていること分かるよ。

ですけれども、私、言っているのは、これから具体的に利用料金等々の、上げなければならないなんて、ある意味で差し迫った問題の中で、長期のものとそのものもという、利用料金というような、万が一、出てきたときに、何ををもって諮るのかというときには、審議会等々に調査権を持たせたり、意見というだからどんどん出させる。それに対してどのようにしていくのかというような第三者的なものも、要するに、機能を持たせなきゃ駄目なんじゃないかという意味なの、それどこが持つのですか。

水道部長

条例に基づく審議会でございますので、必要な資料、こういった考え方なのかというのを求められれば、全て御提示した上で審議をしていただくというふうに考えています。

鈴木委員

言っている意味、分かんない。

水道部長

法に基づく調査権とか、そういった事柄についてはそこまでは考えていないにしても、必要な資料ですとか、考え方、求められれば、全て御提示した上で審議をしていただくというふうに考えています。

鈴木委員

求められればじゃないよ、私、言っているんだから。とんと言ってくださいよ。

向こう側からそういうことを求められたらという話だよ。このままいったらどうなるかという、彼ら自体が持って、選ばれた方等が調査をした形で、そういう提言をしていくというようなことの機能というのがなかったら、おかしな話じゃん。それを、まず答弁くださいと言っている。

水道部長

そういった観点からも、自由に御議論はいただく必要あるというふうに考えております。

鈴木委員

議論じゃないって、さっきから、権限って言っているじゃない。

水道部長

明確な権限というよりも、こちらから、まず基本となる考え方、資料については御提示した上で、必要に応じて、さらなる追加資料ですとか考え方については、全て提示はさせていただくという。

鈴木委員

水かけ論みたいなこと言わないで、どんどんしっかり答弁してよ。

私の言っているのは、第三者委員会等々立ててれば、私がイメージとしているのは、そもそもが例えば民間等々であっても、第三者機関等々が経営の執行に対して、いろんな外部からの意見というのは入れていくという議論がある。これを企業庁も今から入れていかないと、また途中になって、できただの、できないだのという話になるぞと。だから、私、そういう機能入れたらいいんじゃないかと言っているんだよ、建設的な。

経営課長

水道懇話会ですが、こちらにつきましては、今まで、水道事業の運営の参考とするために意見を聴取する、そういった場として設置してまいりました。そういった意味では会議体でございます。

新たに提案している審議会でございますが、こちらは、地方公営企業法の規定に基づいて条例により設置するものでございまして、確かに、公営企業管理者の諮問に応じて議論いただくんですが、その諮問に応じて、調査や審議もしていただいて、その結果を報告、または我々に意見を建議していただくといったものでございます。

この結果につきましては、これまでの水道懇話会からの意見以上に、我々としては重く受け止めて、事業運営に反映していくということとなります。

鈴木委員

だけど、さっきからあんた方、条例をなんか盾に取っているんな話しているけれども、私の言っているのは、条例は分かっているんだよ。

だけど、あなた方がそれを諮問しなければならないという、一応、上からこういうような形で落ちてくる。じゃなくて、私が言っているのは、下からもそういうものを上げてきたことに対して、あなた方がそれを、きちっとまた諮問審査会の中でもってやってください、また、結論を出してくださいというやり方をしなければ、何のためか分からないだろうと言っているんだよ、さっきから。分かんないね、本当に。

企業庁長

御答弁申し上げますけれども、この審議会は、公営企業管理者であります私から諮問したことだけをやるという立てつけにはなっておりません。必ず諮問しなければいけないということでもありません。

ただ、今、私ども、当面まだ差し迫った問題として、これからの水道運営を進めるに当たって、いろいろ委員からも御指摘いただいたように、どうやって運営していくのか、施設整備をやっていくのか。それに伴う財源として料金体系をどうすればいいのか。これを私ども、まずやっていただきたいことなんです。

ただ、その中で、これから委員の選定をさせていただきますけれども、その

委員から、これはどうするんだ、これ、こうしたほうがいいじゃないかと、これ、やらなくなっていくじゃないかとか、そういった御意見、当然出ようかと思えます。その御意見いただくに当たって、仮に私どもに、何かこういった分析を試みろとかいうことまで、当然私ども、それに応えていかなきゃいけないこととなります。

そういった意味では、この審議会の委員というのは、第三者的といいますか、第三者として、私どもの事業運営を見ていただくというふうに考えております。  
鈴木委員

今、企業庁長から答弁いただいた。少し私も安心しました。

せっかく今まで、これが大変厳しい言い方をしてきた。だけど、それはもう、ある意味で社外取締役等々の時代に来ているのに、やはり、外から厳しい意見というようなものをきちっと出して、それをどう実行していくかというのを、何かの形でしなきゃいけないと思ったんで、私はいろいろ、私にしたら相当、何、この人間言っているんだろうと思われるかもしれないけれども、厳しいことを言ってきました。

ぜひともその観点からお願いしたいということと、せめてこういう議案出されるときには、どういうことかぐらいは、もうちょっと書いて出してもらえませんか。そうしないと、こんなための時間も使うんで、大変もったいないと思ったものですので、併せてお話ししておきたいと思えます。

私、次は、居住整備のほうのお話をさせていただくんですけども、この計画書読ませていただきました。いっぱいあって何かすごいね。

私は、まずこの中でお願いしたかったのは、住生活基本計画、これと、例えば地域計画とか、これ以外に健康団地とかあるじゃない。これの関連性ってこの中に入れるべきじゃないの、一番最初の中に。

そうしないと、申し訳ないけれども、読む人なんているのかね、これ。私は仕事上読んでいるけれども、こんなにいっぱいあるものを、端から全部読んで、ないないなんていう人は、失礼ですけども、仕事に関わっている方以外は読まないから、こういうような形で来ているんじゃないかと私思ったんですが、いかがですか。

住宅計画課長

計画の中で、今、5つの計画をまとめて、神奈川の住宅計画と総称してしまして、神奈川の都市マスタープランの部門別計画として位置づけています。今回、関連の深い計画を、3つの計画を1つにまとめて策定するんですが、なかなかそれぞれの関連性が見えづらいというお話かと思えます。

それぞれ別の法律に基づいて、それぞれの計画が定められていまして、例えば住生活基本計画に基づく。

鈴木委員

分かる。

住宅計画課長

という感じになっていますので、まとめられるものはまとめてという形になっています。

どうしても、やっぱりたくさんあるので、県民の方に分かりづらいものにな

ってしまっているというのは、我々も認識しております。

鈴木委員

だから、課長さん、これこれこういうことがある。これはこのように反映されましたという短い文章でもいいから、それを入れておかないと分からないというんだよ。これ、ひとつお願いしたいと思えますけれども、いかがですかね。そういう短い形でもいいから、法律は分かっている。

住宅計画課長

委員から頂いた貴重な御意見を踏まえて、計画のほう修正させていただきませう。

鈴木委員

貴重でも何でもないけれども、それ、ちょっとひとつ頼みますよ。

その中で2つ目は、毎回私言うんだけど、前回の計画と今回の計画って何が違うの。要するに、前回の平成29年やった計画とこの計画って何か違うの。だって、前のことは分からないんじゃない、誰しも、平成29年だってできたの。いきなり、令和3年でできるこの素案というのは何が違うんだよ、前と。どこにも書いていないじゃん。

住宅計画課長

報告資料の22ページに、計画素案の概要というところで書かせていただいております。その中に、主な改定の内容ということで、今回どのように変わったのかというのを記載させていただいております。

基本的に、ドラスティックに現行計画を変えるのではなくて、現行計画を踏襲しつつ、こういったものについて変えましたということで改定をしております。

鈴木委員

私はそういうことを言っているんじゃないで、この住生活基本計画を読んだ方が、要するに、前の平成29年と今年とは何が違うんだって、どこを見たらいいんですかというの。

これは、この常任委員会の資料だ、ここにいる方はみんな仕事でやっているんだもの。ほかの人たちは見ていないじゃん、これだって。その方が見たときに、あれ、この前もあるだっていった場合に、どこを見るの。

住宅計画課長

今、委員お話のあったとおり、現行計画と今回の改定素案のどこか違うというの、書いていないような状況になっています。

報告資料の中で分かりやすいように今回書いたんですが、やはり県民の方に、どういった点が改定になったのか、どの点が変わったのかということ、分かりやすく示すことは大切だと思いますので、計画の中に盛り込むことで修正のほうをしたいと思えます。

鈴木委員

あと、課長さん、素案の7ページ開けてみて。7ページに、私すごく気にかかるんだけど、あんた方の前回の資料の中で出てきている高齢者の世帯数。これがもう数%違うんだよ。当時では27%になったのが、もう全て27.9%と変わっちゃっているわけ、言っている意味分かるかな。前回の29年のときには27%

だったのが 27.9%になっているということは、かなり上に上がり始めている、グラフが。分かる、課長。

要するに、こういうようなことについてもきちっと総括をしておかないと、あなた方の予測というのは、何でつくっても、もちろん国の調査なのかもしれないけれども、それに対するきちっとした、要するに言い訳なり何なり入っていたり、これもおかしいと思うというのが1つ。ちょっとこの辺り、時間もあれだから言うておきます。

2つ目には、もう私も見ていて、本当にだらだらだらだらと文章がいっぱい書いてあるんだよ。何でこれ数値化しないの、全部、できるだけ何で数値化しないの。正直いってあなたから頂いたこれなんかも、3分の2は資料と、それとあと何だっけ、具体的に、前回のものを踏襲したものしか書いていないんだよ。要するに、課題に対してどのような形で進んだのか、それがどうなっているのかというようなことが全然分からないわけ。

だから、こんな言い方いけないけれども、例えば課長さん、こういうの出ていて、私、ええ、こういうものかなと思ってびっくりしたのは、例えばこのところに、39 ページの狭隘道路ってあるじゃん、一番下のところの災害の住環境の改善促進というところに、狭隘道路ってあるでしょう。この狭隘道路だって、このところに4メートルなんて書いてあるけれども、あんた、これができなくて横浜市なんか困っちゃっているんだよ、セットバックどうしたらいいのかとか。そんなこと書かないで、これだって私だって書けるぜ、こんな文章。これ見てどうするのよ、市町村は。

今どれくらいあって、それをどのような形でするのかというようなきちっとした指針というのがなければ、ただ、字面追っただけじゃん、これ。こんな計画なんてつくっていいの、あなた方。これでもって議会にも出してくると、私、申し訳ないですけども、こんなことでいいのかと思いましたよ。

もう1つ、課長さん、時間も私あれだから、もう1つ言うておくと、45 ページに、D I Y型賃貸住宅の促進ってあるじゃん。ところがあんた方、平成 29 年のときには、D I Yも、もっと促進のために具体的に住みやすくする、要するに、D I Y賃貸のメリットと書いて、当時から推進していきますって書いてある。ところが、ここ見た限りでは何も変わっていないじゃん。セルフリノベーション制度を導入していますって書いてあるだけで、もっと具体的なことが平成 29 年には書かれていても、ここには何もその成果が書かれていないんだよ。

こんな一例だよ。こういうようなことをやっていると、あんた方が一体何を目指して、どういう起承転結があるのかというようなことが全然見えない、計画の中から。

もう1つ、この中の、課長さん、63 ページ。先ほど出ていた空き家だよ。空き家についても、あなた方がこういうふうを書いてあるんだよ、平成 29 年のときには。空き家バンクをつくって、それで、空き家バンクとマッチングをすると。なおかつ、具体的な、要するに市町村との空き家バンクとの連携とかと書いてあって、これ、どこへいつちゃったんだろうね。絵まで描いてあるんだよ、ここに。ところが、こんなものどこにもないじゃん、空き家バンクについても。

全然、何にも、どうしたら、だって、この5年間、何していたんだろうって

思うわけだよ、私なんかは。

そして、最後に、また、私がお話ししておきたかったのは、この中で出てきている黒岩さんが大好きな未病だよ。この未病についてだって、あなた方が、未病のことについて、前回、目標9というところに、実は、あなた方が、多様で多彩な神奈川の魅力を活かした住生活の実現と書いてあるんだけど、具体的にあなた方は、5年前の資料だと、何と、かながわりノベーション住宅地エリアマネジメントの取組を推進していくと。国の事業なんだけれども、書いてあって、これがどうなったかなんて書いていなくて。

挙句の果てには、もう、すごいこのところに、住居コミュニティーだ、やれ、その後に健康団地の取組についてだって、もうかなり私からすると、当てはめたような形で出てきているのが、健康団地の促進という中にいきなり未病とか出てくるんだよ。こういうようなことが、何の総括もされていないんだよ、この中で。

私は、これをこうやって平気で出してきて、これを認めてくださいってどういことなんだろうなど。今、見えて、こういうことだけ言っておきます。

もう1つは、無電柱化推進計画。今、見えて、私、ここでもって指摘をさせていただきかけたのは、無電柱化、結構なんだけれども、そもそもが課長さん、何本あるんだ、無電柱化と言ってる電柱は。対象の電柱って何本あるの、これ。

道路管理課長

県が管理する道路、約1,700キロございますが、令和2年度末時点で、約1万5,000本の電柱が道路に建てられております。

鈴木委員

1万5,000本の中の何本を、要するに決着でつけられたの。

道路管理課長

令和2年度までの無電柱化の整備延長は25.2キロメートルでございまして、これが無電柱化により約360本、電柱が撤去されたと見込んでございます。

鈴木委員

課長、もともとこういうことを書くときって、そういうのを、私からすると、具体的な数字というものがなければ、それをどんなに改定しようが何しようが、中、全然分からないじゃん。

また相変わらず、だらだら文章書いてあるんだよ。こんな景観がどうのこのなんて、申し訳ないけれども僕だって書けるぜ、こんなのさ。頑張りますとかさ、取り組みますとか、当たり前だよ、取り組むなんてことは。どこをどういうふうに書いてあるんだ、同じことが。私は、もういい加減にしてもらいたい。

本当にしっかりこのところに、何本あってどこまでいったんだ、そのためには何が足りないのか、起承転結を明確にしてこういうところに書く。そうしないと、計画一つ一つが、途中で読むのが嫌になっちゃうんだよ、あなた方のこういう文章を読んでいるのが。そうじゃなくて、きちっと。もう一度私、繰り返すけれども、課題は何なんだろう、課題を受けてこうしていきます、こうしていきますその理由は、これこれこういうことだと、やり方は。その資料



としてこうなんだというようなことが、本来の私はプロジェクトの在り方だと思ふよ。

もう、これ以上、ぐだらぐだと言いませんけれども、基本的に、この計画しつかりとまた見ていただいて、ぜひとも取組の仕方から何からちょっとしつかり素案でもあるので、私がこれ以上ぐだぐだ言う必要ないと思いますが、ぜひとももうちょっと形をしつかり変えていただきたいことをお願いしまして、質問を終わります。